## 平成23年度

# 外国人介護福祉士候補者学習支援事業 実施団体公募要領

日比・日尼経済連携協定に基づく外国人介護福祉士 候補者に対する学習支援事業

平成23年2月 厚生労働省

## 公募要領目次

1. 委託事業の概要	 2
(1)委託事業実施の背景	
(2)実施スケジュール	
(3)事業対象者	
(4) 集合研修・通信添削指導の内容	
(5) 検討委員会の開催	
(6)参加者の確認	
(7) 集合研修の実施	
(8)通信添削指導の実施	
(9) 委託事業の実施期間	
(10) 予算額(案)	
2.応募における諸条件	 1 2
(1)事業実施形態	
(2) 管理事業(附帯事業)と事務局の設置	
3.応募について	 1 3
(1)公募期間	
(2)応募資格	
(3)応募書類	
(4)企画書に記載する内容	
(5) 応募書類提出期限等	
(6) その他	
4.審査・採択	 1 6
(1)採択方法	
(2)審査基準	
(3) 採否結果の通知等	
5. 委託費	 1 7
(1) 委託費について	
(2)留意事項	
6. その他	
(1)提案採択後及び事業開始後の調整	 18
(2) 個人情報等の取り扱い	
(3)調査、会議、報道対応等への協力	
7. 公募説明会及び問い合わせ先	 18
(1) 公募に係る説明会の開催	
(2) 問い合わせ先	

### 「外国人介護福祉士候補者学習支援事業」

### 実施団体公募要領

厚生労働省では、日比・日尼経済連携協定に基づき受け入れた外国人介護福祉 士候補者に対する学習支援事業を委託する団体を選定するために、以下の要領で 募集を実施いたします。

この公募は事業実施期間を十分確保するため、平成23年度政府予算原案に 基づき、予算成立前に公募を行っております。

なお、採択・執行に当たっては、国会での平成23年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知おき下さい。

## 1. 委託事業の概要

#### (1) 委託事業実施の背景

経済連携協定(EPA)に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの 2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下の とおりとなっております。

※以降の説明では、インドネシア及びフィリピン介護福祉士候補者を「候補者」とし、 特定の国の介護福祉士候補者は「○○人候補者」とします。

### ア インドネシア (平成20年7月 協定発効)

- 平成20年度 104名の候補者を受入れ (平成23年1月1日現在、99名が就労・研修に従事)
- 平成21年度 189名の候補者を受入れ (平成23年1月1日現在、188名が就労・研修の従事)
- 平成22年度 77名の候補者を受入れ (平成23年1月1日現在、77名が就労・研修の従事)

#### イ フィリピン(平成20年12月 協定発効)

フィリピン人候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられています。

● 平成21年度

【就労コース】 190名の候補者を受入れ

(平成23年1月1日現在、176名が就労・研修に従事)

【就学コース】 27名の候補者を受入れ

(平成23年1月1日現在、23名が養成施設に就学)

#### ● 平成22年度

【就労コース】 72名の候補者を受入れ

(平成23年1月1日現在、72名が就労・研修に従事)

【就学コース】 10名の候補者を受入れ

(現在、日本語研修を受講中であり、平成23年4月から 養成施設で就学を開始する予定)

就労・就学1年目の候補者については、日本語能力が十分でないことが 多く、受入施設側の負担となっている場合が多いという現状です。

また、就労2年目・3年目の候補者については、介護福祉士の資格取得に向け、介護の専門知識や技術等を効率的に学習する必要がありますが、制度・文化・習慣等の違いから候補者にとっては理解が難しい学習分野があり、個々の受入施設では対応が難しい現状です。

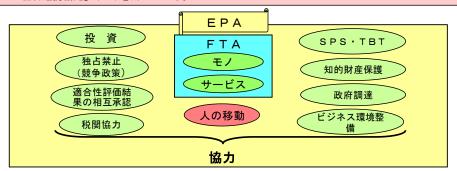
以上を踏まえ、平成23年度予算案において、候補者に対し、日本語及び介護の専門知識や技術等を習得するための集合研修並びに介護分野の専門知識に関する通信添削指導(定期的な小テスト)を行うための事業を厚生労働省において実施するものです。

#### ※「経済連携協定」とは、

## 経済連携協定(EPA)とは

「経済連携協定」(EPA: Economic Partnership Agreement)は、WTO(世界貿易機関)と中心とした 多国間の貿易自由化を補完するため、国や地域を限定して、関税等の貿易障壁を撤廃することにより、 モノ・ヒト・カネ・サービスの移動を促進させようとするもの。

一般的には、「自由貿易協定」(FTA: Free Trade Agreement)の呼称が使用されているが、日本においては、いわゆる自由貿易協定(物品やサービスの貿易障壁の削減・撤廃を目的とする)の要素に加え、投資、人の移動、知的財産保護、協力等の広範な分野を対象としていることから、協定の名称は「経済連携協定」(EPA)を用いている。



(参考) 日・フィリピン経済連携協定の構成 (165条からなる本文と8の附属書により構成。和文で721ページ) 第1章 総則 第8章 投資 第2章 物品の貿易 第9章 自然人の移動 第3章 原産地規則 第10章 知的財産 第4章 税関手続 第11章 政府調達 第5章 貿易取引文書の電子化 第12章 競争 第6章 相互承認 第13章 ビジネス環境の整備 第7章 サービスの貿易 第14章 協力 (以下略)

#### 経済連携協定に基づくインドネシア人候補者の受入れについて

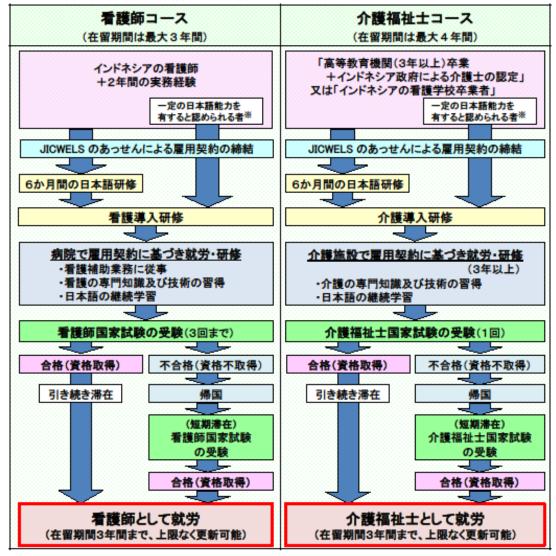
#### 趣旨·目的等

- 経済連携協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、 経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。 (看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団 (JICWELS) が唯一の あっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼 することはできない。

平成20年7月1日 協定発効(当初2年間の受入れ最大人数は1000人(看護400人、介護600人))

平成20年度 第1陣208人(看護104人、介護104人)が入国。

平成21年度 第 2 陣362人 (看護173人、介護189人) が入国。 平成22年度 第 3 陣117人 (看護 39人、介護 77人) が入国。



※日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合

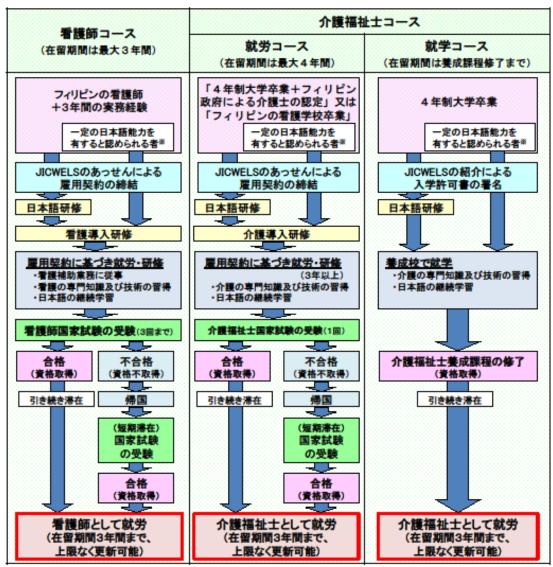
### 経済連携協定に基づくフィリピン人候補者の受入れについて

#### 趣旨·目的等

- 経済連携協定に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、
   経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
   (看護・介護分野の労働カ不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団 (JICWELS) が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

#### 経緯·予定

平成20年12月11日 協定発効(当初2年間の受入れ最大人数は1000人(看護400人、介護600人)) 平成21年度 第1陣310人(看護93人、介護217人(就労190人、就学27人))が入国。 平成22年度 第2陣118人(看護46人、介護82人(就労72人、就学10人))が入国。



※日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合

### (2) 実施スケジュール

2 / 天心ヘソフュ	.— <i>/</i> //				
	・ 介護や福祉に知見のある者や日本語講師、外国人(特に、インドネシア人、フィリピン人)に対する学習支援経験者等が参画する 検討委員会を開催し、事業内容について検討				
23年 4月	・ 公募の際に提出した企画書、検討委員会の検討内容等を踏まえ、 具体的な事業実施案を作成				
	・ 別に定める「外国人看護師・介護福祉士受入支援事業委託費交付 要綱」に基づく、委託費の交付の申請				
	・ 開催通知の発送、参加希望の有無の確	筆認			
5月	集合研修	通信添削指導			
6月		成20年度入国候補者			
7月		6 回以上実施			
	○平成21年度入国候補者	○平成21年度入国候補者			
8月	3回以上実施 6[	可以上実施			
9月					
10月	2回以上実施				
11月	※ 各集合研修、各通信添削指導は、一定の期間を空けて実施				
1 2月	※ イスラム教徒である候補者については、日の出から日没まで飲食を絶つラマダンの期間に注意				
24年 1月	<ul><li>※ 平成20年度入国候補者は、平成24年1月下旬に実施 予定の介護福祉士国家試験(筆記)を受験</li></ul>				
2月	2月 〇検討委員会(任意) 必要に応じて、事業効果の検証、内容の見直し等を実施				
3月	・ 検討委員会を開催し、事業実績の取り を実施	まとめ、事業効果の検証等			
37	・ 別に定める「外国人看護師・介護福祉士受入支援事業委託費交付 要綱」に基づく、委託費の事業実績の報告				

### (3) 事業対象者

ア 平成20年度入国:インドネシア人候補者 最大 99名 イ 平成21年度入国:インドネシア人候補者 最大188名 フィリピン人候補者 最大199名 ウ 平成22年度入国:インドネシア人候補者 最大 77名 フィリピン人候補者 最大 82名

### (4)集合研修・通信添削指導の内容

### 〇 平成20年度入国候補者

集合研修	通信添削指導			
目的				
候補者の学習進捗状況を把握するととも	に、介護福祉士の資格取得に必要な介護の			
専門知識や技術、日本の社会保障制度等の理解を促進するための研修・指導を実施				
回数	回数			
4回以上	6回以上			
※うち2回は、下記の内容の④に				
ついて実施				
※1回あたりの研修期間は2日間以上				
内容	内容			
①模擬試験(実践レベル)の実施及び解説	①介護福祉士の資格取得に必要な介護の			
②過去の介護福祉士国家試験問題の解説	専門知識等の理解を促進するための			
③候補者への個別指導	テキストの配布			
④発展的な介護技術の習得 等	②習得状況を確認するための小テストの			
	実施及び解説等			
の立と				

#### 留意点

平成24年1月下旬に実施予定の介護福祉士国家試験を受験することを踏まえ、事業内容等を速やかに検討し、第1回目の集合研修及び通信添削指導のテキスト配布・小テスト実施等は、遅くとも5月中には必ず実施すること。

### 〇 平成21年度入国候補者

/_ 一次21千尺八四次冊名				
集合研修	通信添削指導			
目的				
候補者の学習進捗状況を把握するとともに、制度・文化・習慣等の違いから候補者に				
とって理解が難しい分野や基礎的な介護技術等の理解を促進するための研修・指導を				
実施				
回数	回数			
3回以上	6回以上			
※うち1回は、下記の内容の④に				
ついて実施				
※1回あたりの研修期間は2日間以上				
内容	内容			
①模擬試験(基礎レベル)の実施及び解説	①介護福祉士国家試験の項目のうち候補者			
②介護分野の専門用語の習得状況の確認	にとって理解が難しい項目の理解を促進			
及び学習	するためのテキストの配布			
③介護福祉士国家試験の項目のうち候補者	②習得状況を確認するための小テストの			
にとって理解が難しい項目の学習	実施及び解説等			
④基礎的な介護技術の確認及び習得 等				
留意点				
日本語習得及び介護分野の学習准排状況は	ナ 候補者ごとに異かるため 段階に応じた			

日本語習得及び介護分野の学習進捗状況は、候補者ごとに異なるため、段階に応じた事業内容等を検討すること。

#### 〇 平成22年度入国候補者

集合研修

目的

候補者の日本語習得状況を把握するとともに、介護福祉士の資格取得に向け、受入 施設において日々行われている学習を補完するための研修を実施

#### 回数

2回以上 ※1回あたりの研修期間は2日間以上

#### 内容

- ①介護福祉士国家試験問題文に対応した読解力や介護分野の基本的な用語の語彙力等を 確認するためのテストの実施
- ②日本の社会保障制度や福祉六法等を理解するための学習
- ③日々の就労・研修によって理解が進んでいる試験項目に限定した模擬試験の実施及び 解説
- ④介護福祉士国家試験制度の理解促進

쑄

#### 留意点

日本語の習得状況は、候補者ごとに異なるため、段階に応じた事業内容等を検討すること。

#### (5) 検討委員会の開催

集合研修及び通信添削指導が効果的・効率的に実施されるよう、介護や福祉に知見のある者や日本語講師、外国人(特に、インドネシア人、フィリピン人)に対する学習支援経験者等が参画する検討委員会を開催し、事業内容の検討や事業効果の検証等を行って下さい。

検討委員会は、事業開始と終了時点の開催は必須とします。

また必要に応じて、事業効果の途中検証や内容の見直し等を行って下さい。 (厚生労働省から開催を依頼する場合や、報告を求める場合があります。)

なお、提案者において、日常的に有識者等の意見を聴く体制がとれて いれば、本事業のためだけに検討委員会を設置する必要はありません。

#### (6)参加者の確認

全ての候補者及び受入施設に対して、集合研修並びに通信添削指導の 日程等を通知し、参加希望の有無を確認して下さい。

候補者及び受入施設の都合によっては、集合研修の一部を欠席する場合 がありますが、柔軟な対応をお願いします。

なお、通知には、本事業が厚生労働省委託事業であることを明確に記載 して下さい

#### (7)集合研修の実施

提案者が独自に効率・効果的なカリキュラムを構築の上、候補者の学習 進捗状況に応じたクラス分けや、必要に応じて夜間帯の授業、補講、個別 指導等を取り入れながら実施して下さい。

なお、候補者がインドネシア人及びフィリピン人であることに十分留意し、 制度・文化・習慣等の違いを踏まえたカリキュラムの検討や、日本の社会 保障制度等を理解している通訳者の確保等を行って下さい。

また、研修の効果や評価を得るためのアンケート(候補者向け、受入施設向け)等についても実施して下さい。

#### ア 開催地

都道府県ごとに候補者の受入状況は異なりますので、別紙1「都道府 県別の受入人数」を参考に、効率的な開催地を提案して下さい。

#### イ クラス編成

クラス編成は、「入国年度」「出身国」「学習進捗状況」等に応じて 行って下さい。

なお、候補者が希望する場合には、学習進捗状況を踏まえ、21年度 入国候補者が20年度入国候補者の集合研修に参加する等、柔軟な対応 をお願いします。

#### ウ 時間割

研修の時間割は、(4)の集合研修の内容及び別紙2「集合研修の時間 割(イメージ)」を参考に各提案者において作成して下さい。

なお、1回あたりの研修期間は2日間(1泊2日)以上として下さい。 また、研修初日には、候補者に研修の目的等を説明するオリエンテー ションを必ず実施して下さい。

#### 工 教材

介護福祉士国家試験は、平成23年度から新しい試験科目別出題基準に 基づき実施されるため、研修で使用するテキスト等の教材についても同 基準に対応したものとして下さい。

※(財)社会福祉振興・試験センターホームページ

「介護福祉士国家試験 試験科目別出題基準」

http://www.sssc.or.jp/kijun/kijun.html

研修で使用するテキスト等の教材は、提案者において印刷又は購入により用意して下さい。

提案者の判断で本事業のために独自に企画・開発する教材を使用する

ことは自由ですが、教材の開発費用は委託事業としての支払対象外となります。

なお、受入施設における候補者の学習は、現在、候補者の受入支援事業 を実施している(社)国際厚生事業団が配布している教材(別紙3参照) 等を活用して行われているため、その内容を踏まえ、研修で使用する教材 の内容を検討願います。

#### オ 候補者、受入施設への研修結果の報告

集合研修に参加した候補者並びに受入施設に対しては、それぞれの研修終了後、模擬試験の結果や研修内容等をまとめたものを郵送して下さい。また、受入施設から、研修に関する疑義・照会があった場合には、適切な対応ができるように相談体制を整えておくようにして下さい。

### カ 候補者の負担

集合研修期間中の食費及び研修テキスト代は、候補者の負担として構いませんが、研修会場への旅費や宿泊料等は、原則、委託費で対応して下さい。

しかし、候補者の負担をあまりにも高額に設定すると、研修に参加しない 候補者がでてくることが予測されるため、候補者の負担はなるべく低廉と なるようにして下さい。

なお、企画書には、候補者が負担する額(見込)を明記して下さい。

#### キ 研修不参加者への対応

研修不参加者が希望する場合、研修で使用した教材や模擬試験問題等を 郵送するとともに、模擬試験の採点等についても対応して下さい。

#### (8) 通信添削指導の実施

提案者は、候補者の入国年度別に、独自に効率・効果的なテキスト、小テストを作成し、受入施設への郵送、返送、添削等が計画的に行われるよう、 実施して下さい。

なお、候補者がインドネシア人及びフィリピン人であることに十分留意し、 制度・文化・習慣等の違いを踏まえたテキストの検討や、小テストの解説等 を行って下さい。

また、通信添削指導の効果や評価を得るためのアンケート(候補者向け、 受入施設向け)等についても実施して下さい。

#### ア テキスト、小テスト

介護福祉士国家試験は、平成23年度から新しい試験科目別出題基準に

基づき実施されるため、通信添削指導で使用するテキストや小テストについても同基準に対応したものとして下さい。

通信添削指導で使用するテキスト、小テストは、提案者において印刷 又は購入により用意して下さい。

提案者の判断で本事業のために独自に企画・開発する教材を使用する ことは自由ですが、教材の開発費用は委託事業としての支払対象外となり ます。

また、小テストは、1回あたり100問程度として下さい。

なお、受入施設における候補者の学習は、現在、候補者の受入支援事業 を実施している(社)国際厚生事業団が配布している教材(別紙3参照) 等を活用して行われているため、その内容を踏まえ、通信添削指導で使用 する教材の内容を検討願います。

### イ 候補者、受入施設への添削結果の通知

受入施設から返送された小テストの回答については、早急に添削し、 候補者及び全体の結果、解説資料を郵送して下さい。

また、受入施設から、テキストや小テストに関する疑義・照会があった 場合には、適切な対応ができるように相談体制を整えておくようにして 下さい。

#### (9) 委託事業の実施期間

委託契約締結日 ~ 平成24年3月31日

なお、事業に係る申請や精算手続等は、別に定める「外国人看護師・介護 福祉士受入支援事業費交付要綱」により行っていただきます。

#### (10) 予算額(案)

129,268千円を基準額(上限額)とします。(消費税等、本事業に係る一切の費用を含む。)

### 2. 応募における諸条件

事業の効果と効率性、公平性を確保する観点等から、応募にあたり以下の 諸条件を設定します。以下諸条件に合致しない提案は、応募資格を満たさない ものとして審査対象外となりますのでご注意下さい。

#### (1) 事業実施形態

本事業は、1事業者のみでは事業を完結できない可能性を考慮し、事業の 一部を再委託する形態での提案についても受付いたします。

ただし、本事業の目的を鑑み、再委託が可能の部分は、宿泊・食事提供等の滞在に関する部分、集合研修及び通信添削指導のうち日本語学習又は介護分野等の学習のいずれか一方の学習に関する部分とします。

事業の大部分を再委託する形態での提案は、応募資格を満たさないものとして審査対象外となりますので、事業費総額に対する再委託費の比率が50%を超える場合には、再委託の合理性や必要性について提案書の中で補足して下さい。

また、提案者が公益法人の場合には、原則、再委託比率が50%を超える ことは認められませんのでご注意下さい。

### (2) 管理事業 (附帯事業) と事務局の設置

事業を円滑に遂行するための総合調整機能として、事務局を設置していただきます。事務局は事業の総合調整機能という非常に重要な役割を担うため、候補者と日々接することとなる研修を実施する事業者に担っていただきます。

事務局には、事業の統括管理者(=事務局長)を1名配置するとともに、 必要なスタッフを確保して下さい。

事務局は、本事業を遂行する上で必要となる全ての事務・作業を行っていただきます。以下は附帯事業として考えられる内容であり、事業遂行上、他に発生する作業や調整事項に随時対応いただきます。

- 集合研修及び通信添削指導の管理監督(出欠状況や研修態度等の把握)
- 講師の手配や研修教室の確保
- 候補者に対する旅費等の支払い手続き
- 病気・事故等緊急事態への迅速な対応、情報収集と関係者等への報告
- 受入施設への必要な報告、連絡・調整
- 必要に応じて開催する厚生労働省主催の連絡会議への出席や随時の 事業状況報告等
- 事業評価、成果報告書の作成
- 厚生労働省との契約に関する諸手続
- 経費、委託費の精算等

### 3. 応募について

#### (1)公募期間

平成23年2月17日(木)~平成23年3月10日(木)午後5時まで

#### (2) 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次のすべての要件を満たすものとします。

- 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。
- ④ 外国人に対する教育、又は外国人を日本への受け入れての研修事業について十分な知見及び実績を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本件委託業務を円滑に実施できる者。
- ⑤ 本公募要領に記載した応募における諸条件、及び積算表作成における 諸条件を遵守した提案をしていること。
- ⑥ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止 を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定(別紙4参照)に該当しない者であること。

#### (3) 応募書類

応募書類は様式に従って日本語で作成し、以下の必要部数を提出して 下さい。

#### (応募書類)

- ① 企画書
- ② 経費概算内訳書(見積書)(作成については別紙5参照)
- ③ 提案者の概要(会社概要等)がわかる資料
  - ア) パンフレット等
  - イ) 定款又は寄付行為
  - ウ) 直近より過去3年分の財務諸表
  - ※再委託が見込まれる場合には、再委託先の概要がわかる資料(パンフレット等)を提出して下さい。
- ④ その他提案内容を補足するために必要な参考資料

#### (必要部数)

10部

#### (提出形式)

応募書類は、全てA4で作成して下さい。

A3による資料については、折り込んでいただき、他のA4書類と 重なるように綴って下さい。

#### (4) 企画書に記載する内容

- ① 事務局の体制(担当者名、組織図等)
- ② 事業内容について
  - ・検討委員会の体制(委員の履歴等)
  - ・集合研修の具体的な実施内容 (開催地、宿泊場所、カリキュラム、講師、スケジュール等)
  - ・通信添削指導の具体的な実施内容 (テキスト及び小テストの構成、講師、スケジュール等)
- ③ 類似事業の実績
- ④ その他申請者が必要と判断する事項

### (5) 応募書類提出期限等

定められた応募書類を下記住所宛に持ち込み、又は郵送(配達証明等で 到着を確認して下さい。)にて提出して下さい。

持ち込み、郵送以外の方法によるFAX、電子メール等での提出は受け付けません。

また、提出期限を経過した後の持ち込みや、提出期限経過後の日付の消印で郵送された応募書類、不足・不備がある書類については、いかなる理由があるうとも無効として審査対象外とします。

#### (提出期限)

持ち込みの場合:平成23年3月10日(木)午後5時

郵 送 の 場 合:平成23年3月10日(木) 当日消印まで有効

### (持ち込みの場合の受付時間)

月曜日~金曜日(祝祭日を除く)

午前10時00分~午後0時00分、午後1時30分~午後5時00分

※ 持ち込みの場合、厚生労働省(合同庁舎5号館)への入館登録が 必要となりますので、来省1時間前までに問い合わせ先(18ページ) に連絡して下さい。

#### (提出・郵送先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「学習支援事業 応募 書類」と朱書きにより明記して下さい。

### (6) その他

- ① 提出いただいた応募書類、提案内容に関して、電話での問い合わせや ヒアリング等をお願いする場合があります。
- ② 本公募にかかる応募書類の作成・提出、ヒアリング等に要する費用等、 応募にあたり発生する一切の費用は申請者に負担いただきます。
- ③ 応募書類は返却いたしません。公募の審査のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、採択された場合には、法律に基づき不開示情報を除いて情報公開の対象となります。
- ④ 責任の所在を明確にする観点から、応募書類を提出する法人は一つの 法人であることとします。したがって、複数法人による連名の提出は認め られません。
- ⑤ 採択決定以後、応募書類に記載された事業概要、再委託先、契約金額については公表・活用する場合があります。当該部分の公表・活用については提案者の了解を得たものとして扱わせていただきます。

### 4. 評価・採択

#### (1) 採択方法

応募資格を満たした応募書類について、以下の基準に基づいて総合的に評価 し、事業実施団体を決定します。

なお、評価に際しては必要に応じ申請者に対するヒアリングや電話での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります(ヒアリングを行う場合は別途ご連絡いたします)。

#### (2)評価基準

- ① 業務を遂行するために必要な根拠(人員、経験、設備、資金)が示されているか。
- ② 業務を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ④ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ⑤ 事業目的達成のために、創意工夫のある内容となっているか。
- ⑥ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

#### (3) 採否結果の通知等

採択の決定後、速やかに書面にて採否結果の通知を行います。

評価結果の理由等について不問とし、異議を申し立てることができない ものとします。

## 5. 委託費

### (1) 委託費について

対象とする経費や支払い方法等は、別に定める、「外国人看護師・介護 福祉士受入支援事業委託費交付要綱」により提示いたします。

#### (2) 留意事項

- ① 国における平成23年度一般会計予算が成立しない場合は、委託契約の 締結が出来ないことをご承知おき下さい。
- ② 委託事業に係る事業の進捗・経理状況の確認及び委託金額の確定を行うため、委託事業期間及び委託事業終了後に実地検査に入る場合もありますのであらかじめご了承願います。
- ③ 委託事業終了後の委託金額確定にあたり、委託対象物件や帳簿類の確認が出来ない場合については、当該物件等に係る金額は委託費の支払対象外となります。よって、経費の支出にあたっては、見積書・請求書・納品書・領収書等の証拠書類を必ず揃えるとともに、経費の支出における事業者の選定にあたり、入札や見積合わせ等の方法により、費用が低価格ですむ方法により行う等、効率的に経費の支出を行う体制を確保して下さい。
- ④ 人件費に関する注意点

委託契約期間中、本事業への従事にあたり人件費が発生する者については、必ず業務日誌を作成して下さい。人件費の精算は業務日誌に基づき行われますので、委託事業契約期間中に業務日誌を作成しない場合や、業務日誌に不備がある場合は、当該従事者の人件費は支払われないこととなりますので、ご注意下さい。再委託先において人件費が発生する場合にも、必ず同様に業務日誌を作成して下さい。

- ⑤ 会計検査院による検査 委託事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ⑥ 成果の帰属(注意)

本事業による候補者の各種データや報告書等、成果物の一切は国に帰属することをご承知おき下さい。

### 6. その他

### (1) 提案採択後及び事業開始後の調整

提案内容、積算についてはあくまでも審査材料として活用するものであり、 提案採択後及び事業開始後において、厚生労働省との協議等を経て、事業 内容・構成、事業規模、積算等に変更や調整が生じる可能性があることを ご承知おき下さい。

### (2) 個人情報等の取り扱い

公募の結果、提案を採択された事業者に対し、事業実施に必要な情報等を 提供します。情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることが あります。

なお、候補者の氏名・住所等をはじめ、本事業に関係する個人情報については、事業実施中のみならず、事業終了後においても守秘義務を遵守して頂きます。情報の取扱いに疑義がある場合には、事前に、厚生労働省と協議してください。

### (3)調査、会議、報道対応等への協力

必要に応じて、国が行う本事業に関する調査への協力、各種会議等への 出席、報道対応等について、最大限の協力を行っていただく場合があります ので、あらかじめご承知おき下さい。

## 7. 公募説明会及び問い合わせ先

#### (1) 公募に係る説明会の開催

平成23年2月24日(木)14:00~16:00(予定) 厚生労働省 社会・援護局第二会議室(4階、日比谷公園側)

※ 参加を希望する方は、平成23年2月22日(火)までに、団体名、 所在地、電話番号、担当者名を明記(任意様式)のうえ、ファックスに て申し込みください。

#### (2) 問い合わせ先

厚生労働省社会·援護局福祉基盤課(担当:冨原、荒木)

TEL: 03-5253-1111 (内線 2848、2867)

FAX : 03 - 3591 - 9898

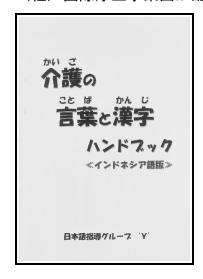
## 都道府県別の受入人数

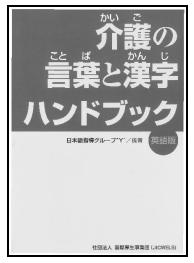
HI VENTON	20 年度来日		21 年度来日			22 年度来日	
都道府県	インド・ネシア人 候補者	イント・ネシア人 候補者	フィリピン人 候補者	計	イント・ネシア人 候補者	フィリピン人 候補者	計
北海道			2	2		2	2
青森県	2	4	2	6	4	2	6
岩手県		2		2			
宮城県		4		4	2		2
秋田県							
山形県		2		2			
福島県			4	4		3	3
茨城県	2	4	4	8		2	2
栃木県			5	5			
群馬県		6		6			
埼玉県			2	2		2	2
千葉県	4	8	15	23		7	7
東京都	6	13	15	28	6	5	11
神奈川県	9	11	16	27	11	8	19
新潟県		1	2	2	1	2	3
富山県	2						
石川県							
福井県 山梨県	2	4	2	6	1		1
長野県	4	4	3	3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		ı
岐阜県	5	5	5	10	6	4	10
静岡県	υ	2	15	17	0	7	7
愛知県	4	3	5	8		8	8
三重県	4	2	5	7			
滋賀県		2		2		1	1
京都府			8	8		4	4
大阪府	9	17	17	34	4	8	12
兵庫県	12	11	8	19	2	2	4
奈良県	4	4		4	2		2
和歌山県		5	3	8	2		2
鳥取県	4		4	4			
島根県				10			
岡山県	7	7	6	13	2	1	3
広島県	1	2	9 5	11			0
山口県		8		13	2		2
<u>徳島県</u> 香川県	8 4	32 10	24	56 10	10 13	2	12 13
愛媛県	2	7	3	10	2		2
高知県		,	6	6		5	5
福岡県		4	1	5		5	5
佐賀県	2		<u>'</u>				
長崎県							
熊本県		1		1			
大分県		2	2	4			
宮崎県							
鹿児島県	2	4	1	5	2	2	4
沖縄県		2		2	5		5
計	99	188	199	387	77	82	159

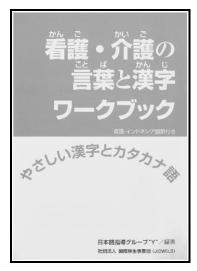
### 集合研修の時間割 (イメージ)

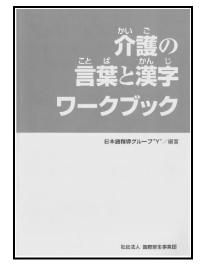
	1日目	2 日 目
9:00	集合	語彙演習
10:00	オリエンテーション	
11:00	クラス分けテスト	
12:00	昼食	昼食
13:00	読解演習	社会保障制度解説
14:00		
15:00	模擬試験①	
16:00		
17:00		解散
18:00	夕食	
19:00	模擬試験②	
20:00		
21:00	自習時間	

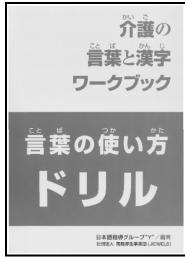
### (社) 国際厚生事業団が配布している教材

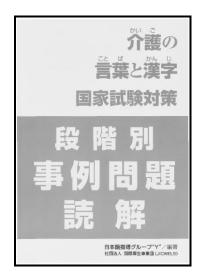




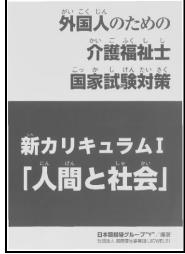












### 〇予算決算及び会計令 (抜粋)

### (昭和22年4月30日勅令第165号)

### (一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

### (一般競争に参加させないことができる者)

- 第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その 事実があった後二年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、 支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の 品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の 利益を得るために連合した者
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
  - 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を、契約の 履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者 を一般競争に参加させないことができる。

### 経費概算内訳書(見積書)の作成について

#### 1. 作成の条件等

- (1) 見積書は以下の3の積算区分別に、2の対象経費ごとに分けて、別添様式にならい作成して下さい。
- (2) 備考欄には、経費の詳細や積算根拠等を記載して下さい。
- (3) なお、作成していただく見積書はあくまでも評価材料として活用する ものであり、提案が採択された後に項目や単価、回数等に変更・調整が 入ることをご承知おき下さい。
- (4) 謝金や旅費等の単価について、各提案者において既に規定された単価が ある場合には、当該単価を用いて下さい。提案採択後に、規程等を確認 させていただきます。

### 2. 対象経費

人件費(職員基本給、職員諸手当、社会保険料、児童手当拠出金)、賃金、 謝金、旅費(講師等旅費、職員旅費、研修旅費)、通信運搬費、印刷製本費、 消耗品費、図書費、雑役務費、借料及び損料、会議費、委託料

### 3. 積算区分

#### (1)検討委員会開催費

検討委員会の開催に要する経費を計上 (例)委員に対する謝金や旅費 資料の印刷代 会議費

#### (2)集合研修経費

集合研修の実施に要する経費を計上

(例) 講師や実技指導員、通訳に対する謝金や旅費 候補者の参加費(旅費、宿泊代) 教材や模擬試験等の印刷代、購入費 研修会場の借り上げ プロジェクターや介護ベット等のリース代 事務用品や実習消耗品の購入費

### (3) 通信添削指導経費

通信添削指導の実施に要する経費を計上 (例) テキストや小テスト等の印刷代、購入費 郵送料、返信用切手代 講師に対する謝金(添削料)

#### (4)管理費

事業実施にあたり必要となる事務費、人件費を計上 (例) 職員の人件費(本事業に従事する時間分) データ管理等を行う事務補助員の賃金 職員の出張旅費 事務用品の購入費

### (5) その他の経費

上記(1)~(4)以外に要する経費を計上

#### 4. 留意点

- 教材やテスト等について、本事業を実施するために専用に開発した教材 を使用いただくことは可能ですが、テキスト開発費用は、委託費の支払 対象とはなりませんのでご注意下さい。
- 本事業の実施にあたり、新たに調達することが必要となる事務機器等に ついては、原則リースで対応して下さい。
- 集合研修に参加する候補者の旅費、宿泊費は、別紙1「都道府県別の候補者人数」を踏まえ、一人当たりの経費を算出し、それに人数を乗じて計上して下さい。
- 講師や職員等の旅費は、原則、実費相当額を計上して下さい。 ただし、市内の移動など近距離の交通費については一律の単価(2千円 以内)を使用しても結構です。
- 業務の一部を再委託する場合は、3の積算区分ごとに委託料を計上し、 その内訳を備考欄に記載して下さい。

## 外国人介護福祉士候補者学習支援事業 積算表

	支出予定額			/Hr -Hr
区分	員数	単価	金額	備考
1.検討委員会開催費 謝金 旅費 講師等旅費 職員旅費 研修旅費 通信運搬費 消耗品費 図書費 雑役務費 借料及び損料 会議費 委託料		円	円	委託料内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<ol> <li>集合研修経費 (略)</li> <li>通信添削指導経費 (略)</li> </ol>				
4. 管理費 人件費 職員基本給 職員諸手当 社会保険料 児童手当拠出金 賃金 (略)				
5. その他の経費 (略) 合計				
ツ川紅4の「9 辞答反八」		9 共免奴弗	>	<u> </u>

※別紙4の「3 積算区分」ごとに、「2 対象経費」を記載して下さい。